

山梨県公報

号外第十二号

平成三十年

三月二十九日

木曜日

目次

- 山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県行政組織規則の一部を改正する規則……………一
- 山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則……………二
- 山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則……………三
- 山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則……………五
- 主要農作物種子法施行細則を廃止する規則……………八
- 山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則……………八
- 山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則……………一〇
- 山梨県財務規則の一部を改正する規則……………一〇

規則

山梨県規則第二号

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県職員給料支給規則の一部を改正する規則
山梨県職員給料支給規則(昭和二十七年山梨県規則第五十一号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「場合」の下に「(無給休暇の期間が一日の勤務時間の一部である場合を除く。)」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県規則第三号

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則の一部を改正する規則

山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則(昭和四十六年山梨県規則第五十七号)の一部を次のように改正する。

別記様式中「**老人控除対象配偶者**」を「**同一生計配偶者**(70歳以上の者に限る。)」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。
(経過措置)

2 この規則の施行の際現にこの規則による改正前の山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則第三条第一項の規定により作成されている同項の児童手当・特例給付受給者台帳は、この規則による改正後の山梨県職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務取扱規則第三条第一項の規定により作成された同項の児童手当・特例給付受給者台帳とみなす。

山梨県規則第四号

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後藤 斎

山梨県行政組織規則の一部を改正する規則
山梨県行政組織規則(昭和四十三年山梨県規則第十二号)の一部を次のように改正する。

第七条第三項の表第一号中「国際総合戦略室」を「オリンピック・パラリンピック推進室」に改める。

第十六条第一項中「山梨県新環状・西関東道路建設事務所」を「山梨県新環状道路建設事務所」に改める。

第十八条第一項中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改め、同条第九項中「副所長及び」を削る。

第十九条第一項中「副滞納整理部長を」の下に「、あけぼの医療福祉センターにセンター長及び副センター長を」を加え、同条第二項中「滞納整理部長」の下に「、センター長（あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。）」を加え、同条第三項中「副滞納整理部長、甲府技術支援センターの副センター長」を「副滞納整理部長、副センター長（あけぼの医療福祉センターの副センター長に限る。）」、甲府技術支援センターの副センター長」に改め、「滞納整理部長を」の下に「、副センター長（あけぼの医療福祉センターの副センター長に限る。）にあつてはセンター長（あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。）を」を加える。

別表第一の一の表福祉保健部の部健康長寿推進課の項第七号中「介護老人保健施設」の下に「及び介護医療院」を加える。

別表第一の一の表福祉保健部の部子育て支援課の項第十三号を第十四号とし、第十二号を第十三号とし、第十一号を第十二号とし、第十号の次に次の一号を加える。
十一 子どもの貧困対策に関すること。

別表第一の一の表福祉保健部の部衛生薬務課の項第二十四号を第二十五号とし、第七号から第二十三号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 住宅宿泊事業及び住宅宿泊管理業に係る監督等に関すること。
別表第一の一の表観光部の部観光企画課の項に次の一号を加える。

五 住宅宿泊事業に係る総合調整に関すること。
別表第一の一の表農政部の部農政総務課の項第八号を削る。

別表第一の一の表県土整備部の部県土整備総務課の項第六号中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改める。

オリンピック・パラリンピック推進室	オリンピック競技大会及びパラリンピック競技大会に関すること。
-------------------	--------------------------------

別表第三新環状・西関東道路建設事務所の項中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改める。

別表第五林務環境事務所の項に次の一号を加える。
四十八 緑化園の管理に関すること（中北林務環境事務所に限る。）。

別表第五新環状・西関東道路建設事務所の項中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改め、同項第一号中「及び西関東連絡道路」を削り、同項

第三号中「及び愛宕トンネル」を削り、同項に次の一号を加える。

四 愛宕トンネル及び新倉河口湖トンネルの設備の維持管理及び更新に関すること。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に次の表の上欄に掲げる機関に勤務する者のうち、別に発令されない者は、同表の下欄に掲げる機関に勤務を命ぜられたものとする。

国際総合戦略室	オリンピック・パラリンピック推進室
新環状・西関東道路建設事務所	新環状道路建設事務所

山梨県規則第五号

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県事務決裁規則の一部を改正する規則

山梨県事務決裁規則（昭和四十三年山梨県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第二条第七号中「滞納整理部長」の下に「、センター長（あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。）」を加える。

第五条中第六項を第七項とし、同条第五項中「第三項」を「第四項」に改め、同項を同条第六項とし、同条中第四項を第五項とし、第三項を第四項とし、第二項の次に次の一項を加える。

3 第一項の規定にかかわらず、福祉保健部の部長は、特に必要があると認める場合には、同項に規定する共通専決事項のうち、あけぼの医療福祉センターの所長共通専決事項については、センター長（あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。）以下この項において同じ。）の専決についての細則を定め、その事務をセンター長に専決させることができる。

第十条第四項中「第五項」を「第六項」に改め、同条第五項中「甲府技術支援センターのセンター長」を「センター長（あけぼの医療福祉センターのセンター長に限る。）」が不在で急施を要するときは組織規則第十八条第九項に規定する事務局長が、甲府技術

支援センターのセンター長」に改める。

別表第一第四号中「限る。」の下に、「子育て時間」を加える。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県規則第六号

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則の一部を改正する規則

山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則（平成二十二年山梨県規則第一号）の一部を次のように改正する。

第七条及び第八条を削る。

第六条第一項中「次条」を「次条第一項第一号」に改め、同条を第八条とし、第二条から第五条までを二条ずつ繰り下げ、第一条の次に次の二条を加える。

（監査報告の作成）

第二条 法第十三条第四項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 監事は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。この場合において、役員（監事を除く。第一号並びに第五項第三号及び第四号において同じ。）は、監事の職務の執行のための必要な体制の整備に留意しなければならない。

一 当該法人の役員及び職員

二 その他監事が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者

3 前項の規定は、監事が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくな

るおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

4 監事は、その職務の遂行に当たり、必要に応じ、当該法人の他の監事との意思疎通及び情報の交換を図るよう努めなければならない。

5 監査報告には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一 監事の監査の方法及びその内容

二 法人の業務が、法令等に従って適正に実施されているかどうか及び中期目標の着実な達成に向け効果的かつ効率的に実施されているかどうかについての意見

三 法人の役員の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他当該法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用についての意見

四 法人の役員の職務の遂行に関し、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実があったときは、その事実

五 監査のため必要な調査ができなかったときは、その旨及びその理由

六 監査報告を作成した日

（監事の調査の対象となる書類）

第三条

法第十三条第六項第二号の規則で定める書類は、この規則の規定により知事に提出する書類とする。

第九条を次のように改める。

（業務実績等報告書）

第九条 法第二十八条第二項及び第七十八条の二第二項に規定する報告書には、当該報告書が次の各号に掲げる報告書のいずれに該当するかに応じ当該各号に定める項目ごとに自ら評価を行った結果を記載しなければならない。

一 事業年度における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 当該事業年度に係る年度計画に定めた項目

二 中期目標の期間の終了時に見込まれる中期目標の期間における業務の実績及び当該実績について自ら評価を行った結果を明らかにした報告書 中期計画に定めた項目

2 法人は、前項に規定する報告書を法第二十八条第二項及び第七十八条の二第二項の規定により提出したときは、速やかに、当該報告書をインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。

第十一条中「第一条第三項」を「第三条第三項」に改める。

第十九条を第二十一条とし、第十六条から第十八条までを二条ずつ繰り下げる。

第十五条中「第四十条第六項」を「第四十条第五項」に改め、同条を第十七条とし、第十四条を第十六条とし、第十三条を第十五条とし、同条の前に次の一条を加える。

（会計監査報告の作成）

第十四条 法第三十五条第一項の規定により規則で定める事項については、この条の定めるところによる。

2 会計監査人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

2 法人は、その職務を適切に遂行するため、次に掲げる者との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めなければならない。ただし、会計監査人が公正不偏の態度及び独立の立場を保持することができなくなるおそれのある関係の創設及び維持を認めるものと解してはならない。

- 一 当該法人の役員（監事を除く。）及び職員
- 二 その他会計監査人が適切に職務を遂行するに当たり意思疎通を図るべき者
- 三 会計監査人は、法第三十四条第一項に規定する財務諸表並びに同条第二項に規定する事業報告書及び決算報告書を受領したときは、次に掲げる事項を内容とする会計監査報告を作成しなければならない。
 - 一 会計監査人の監査の方法及びその内容
 - 二 財務諸表（利益の処分又は損失の処理に関する書類を除く。以下この号及び次項において同じ。）が法人の財政状態、運営状況又は経営成績、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示しているかどうかについての意見があるときは、次のイからハまでに掲げる意見の区分に応じ、当該イからハまでに定める事項
 - イ 無限定適正意見 監査の対象となった財務諸表が地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況又は経営成績、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示している旨及び除外事項を正に表示している旨と認められる旨
 - ロ 除外事項を付した限定付適正意見 監査の対象となった財務諸表が除外事項を除き地方独立行政法人会計基準その他の一般に公正妥当と認められる会計の慣行に準拠して、法人の財政状態、運営状況又は経営成績、キャッシュ・フローの状況等を全ての重要な点において適正に表示している旨及び除外事項
 - ハ 不適正意見 監査の対象となった財務諸表が不適正である旨及びその理由
 - 三 前号の意見がないときは、その旨及びその理由
 - 四 追記情報
 - 五 前各号に掲げるもののほか、利益の処分又は損失の処理に関する書類、事業報告書（会計に関する部分に限る。）及び決算報告書に関して必要な報告
 - 六 会計監査報告を作成した日
- 四 前項第四号に規定する「追記情報」とは、次に掲げる事項その他の事項のうち、会計監査人の判断に関して説明を付する必要がある事項又は財務諸表の内容のうち強調する必要がある事項とする。
 - 一 正当な理由による会計方針の変更
 - 二 重要な偶発事象
 - 三 重要な後発事象
- 五 第十二条中「第三十四条第四項」を「第三十四条第三項」に改め、同条第二号中「法第六十八条第一項に規定する公立大学法人」を「公立大学法人」に改め、同条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

- （事業報告書の作成）
- 第十二条** 法第三十四条第二項に規定する事業報告書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。
- 一 法人に関する基礎的な情報
 - イ 目的（法第六十八条第一項に規定する公立大学法人（二及び次条第二号において「公立大学法人」という。）にあつては、目標）、業務内容、沿革、設立に係る根拠法、設立団体、組織図その他の法人の概要
 - ロ 事務所（従たる事務所を含む。）の所在地
 - ハ 資本金の額（前事業年度末からの増減を含む。）
 - ニ 在学する学生の数（公立大学法人の場合に限る。）
 - ホ 役員の名、役職、任期、担当及び経歴
 - ヘ 常勤職員の数（前事業年度末からの増減を含む。）及び平均年齢並びに法人への出向者の数
 - ト 非常勤職員の数
 - 二 財務諸表の要約
 - 三 財務情報
 - イ 財務諸表に記載された事項の概要
 - ロ 重要な施設等の整備等の状況
 - ハ 予算及び決算の概要
 - 四 事業に関する説明
 - イ 財源の内訳
 - ロ 財務情報及び業務の実績に基づく説明
 - 五 その他事業に関する事項
- 本則に次の二条を加える。
- （内部組織）
- 第二十二条** 法第五十六条の二第一号に規定する離職前五年間に在職していた当該一般地方独立行政法人の内部組織として規則で定めるものは、現に存する理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるもの（次項において「現内部組織」という。）であつて再就職者（離職後二年を経過した者を除く。次項において同じ。）が離職前五年間に在職していたものとする。
- 2 直近七年間に存し、又は存していた理事長の直近下位の内部組織として知事が定めるものであつて再就職者が離職前五年間に在職していたものが行つていた業務を現内部組織（当該内部組織が現内部組織である場合にあつては、他の現内部組織）が行つている場合における前項の規定の適用については、当該再就職者が離職前五年間に当

該現内部組織に在職していたものとみなす。
(管理又は監督の地位)

第二十三条 法第五十六条の二第二号に規定する管理又は監督の地位として規則で定めるものは、山梨県職員の退職管理に関する規則(平成二十八年人事委員会規則第十四号)第二十二条に規定する職に相当するものとして知事が定めるものとする。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の山梨県地方独立行政法人の業務運営並びに財務及び会計に関する規則第二十二条第二項の規定は、この規則の施行の日以後に存する理事長の直近下位の内部組織について適用する。

山梨県規則第七号

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山梨県廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則(平成五年山梨県規則第二十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項中「第十九条の十第三項」を「第十九条の十一第三項」に改める。

第三条第七号中「又は第五条の十第一項」を削り、同条第八号中「第五条の十の二第二項」を「第五条の五の二の二第一項」に改める。

第八号様式中「に石綿含有一般廃棄物」を「に石綿含有一般廃棄物又は水銀処理物」に改め、同様式注中「4 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面」を「4 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場

合は、石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
5 水銀処理物を埋め立てた場合は、水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
に改める。」に改める。

第九号様式を次のように改める。

第9号様式（第3条関係）

（その1）

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書			
		年 月 日	
山梨県知事	殿	申請者	
		住所	
		氏名	
		印	
		（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）	
		電話番号	
<p>廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものを除く。）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。</p>			
設置の場所			
許可の年月日及び許可番号			
埋め立てた一般廃棄物の種類（当該一般廃棄物に石綿含有一般廃棄物又は基準適合水銀処理物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び数量	種類	数量（m ³ ）	
埋立地の面積及び埋立ての深さ			
埋立処分の方法			
埋立処分開始年月日			
埋立処分終了年月日			
悪臭の発散の防止に関する措置の内容			
火災の発生の防止に関する措置の内容			
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容			
地下水等の水質の状況			
埋立地の保有水等の水質の状況			
埋立地からのガスの発生の状況			
埋立地の内部及び周辺の地中の温度の状況			
埋立地の覆いの概要			
※事務処理欄			
<p>備考</p> <p>1 ※の欄は、記入しないこと。</p> <p>2 「地下水等」とは、基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。</p> <p>3 「保有水等」とは、基準省令第1条第3項第6号の規定により集められた保有水等をいう。</p> <p>4 「覆い」とは、基準省令第1条第2項第17号の規定による覆いをいう。</p>			

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 2 当該最終処分場の周辺の地図
- 3 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
- 4 当該申請の直前の2年以上にわたり行った基準省令第1条第3項第6号の規定による保有水等の水質検査の結果を記載した書類
- 5 石綿含有一般廃棄物を埋め立てた場合は、当該石綿含有一般廃棄物が埋め立てられている位置を示す図面
- 6 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
- 7 その他参考となる書類又は図面

(その2)

一般廃棄物最終処分場廃止確認申請書

年 月 日

山梨県知事

殿

申請者

住所

氏名

印

(法人にあつては、名称及び代表者の氏名)

電話番号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条第5項の規定により一般廃棄物最終処分場（基準不適合水銀処理物の埋立処分の用に供されるものに限る。）の廃止の確認を受けたいので、関係書類及び図面を添えて申請します。

設置の場所	
許可の年月日及び許可番号	
埋立地の面積及び埋立ての深さ	
埋立処分の方法	
埋立処分開始年月日	
埋立処分終了年月日	
悪臭の発散の防止に関する措置の内容	
火災の発生の防止に関する措置の内容	
ねずみの生息及び害虫の発生の防止に関する措置の内容	
地下水等の水質の状況	
埋め立てた水銀処理物の数量	
基準省令第1条の2第2項第4号の規定による覆いの厚さ、材料及び強度	
基準省令第1条の2第3項第3号の規定により講じた措置の内容	
※事務処理欄	
備考	
1 ※の欄は、記入しないこと。	
2 「地下水等」とは、基準省令第1条第2項第10号の規定により採取された地下水等をいう。	

注 次に掲げる書類及び図面を添付するものとする。

- 1 当該最終処分場の現状を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図
- 2 当該最終処分場の周辺の地図
- 3 基準省令第1条第3項第5号の規定による地下水等の水質検査の結果を記載した書類
- 4 基準適合水銀処理物を埋め立てた場合は、当該基準適合水銀処理物が埋め立てられている位置を示す図面
- 5 その他参考となる書類又は図面

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第二条第一項の改正規定は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県規則第八号

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

主要農作物種子法施行細則を廃止する規則

主要農作物種子法施行細則（昭和二十七年山梨県規則第四十二号）は、廃止する。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県規則第九号

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 齋

山梨県都市公園条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県都市公園条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条を第十条とし、第六条から第八条までを一条ずつ繰り下げる。

第五条中「第十六条第四項」を「第十六条第五項」に改め、同条を第六条とし、第四条の次に次の一条を加える。

（承認による利用時間の変更に関する技術的読替え等）

第五条 条例第十六条第四項後段の規定による条例別表第六の規定の適用についての技術的読替えは、次の表のとおりとする。

第一号イの表	読み替える条例別表第六の規定	
	読み替えられる字句	読み替える字句
午後九時	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
		利用時間の終了の時刻

第一号口の表	午前九時	利用時間の開始の時刻
	午後八時三〇分	利用時間の終了の時刻
第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第二号口の表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表（野球場及び球技場に係るものを除く。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後九時	利用時間の終了の時刻
第三号イの表（野球場及び球技場に係るものに限る。）	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後五時三〇分	利用時間の終了の時刻

第四号イの表	から午後五時三〇分	から利用時間の終了の時刻
	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後五時三〇分	利用時間の終了の時刻
第五号イの表	午前八時三〇分	利用時間の開始の時刻
	午後五時三〇分	利用時間の終了の時刻

2 条例第十六条第四項に規定する変更承認（以下この項及び次項において「変更承認」という。）により利用時間の開始の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の開始の時刻となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

条例別表第六第一号イの表、第二号イの表、第三号イの表、第四号イの表及び第五号イの表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前八時三十分までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前の金額及び一日の金額
条例別表第六第一号口の表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額を、変更承認に係る利用時間の開始の時刻から午前九時までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午前九時から正午までの区分の金額

3 変更承認による利用時間の終了の時刻が条例別表第二第二号イの表に規定する利用時間の終了の時刻後となった場合における条例別表第六の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる利用の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に定める額を同表の下欄に掲げる金額に加算するものとする。

条例別表第六第一号イの表、第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものを除く。）及び第三号イの表（野球場及び球技場に係るものを除く。）のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における夜の金額を、午後九時から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における夜の金額及び一日の金額
条例別表第六第一号口の表のうち一人についての金額が定められた利用の区分以外の区分	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額を、午後八時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後五時三十分から午後八時三十分までの区分の金額
条例別表第六第二号イの表（補助競技場及び水泳プールに係るものに限る。）、第三号イの表（野球場及び球技場に係るものに限る。）、第四号イの表	当該利用の区分における午後の金額を、午後五時三十分から変更承認に係る利用時間の終了の時刻までの時間（当該時間に一時間未満の端数があるときは、これを一時間として算出して得た時間）に対し、時間割により算定して得た額	当該利用の区分における午後の金額及び一日の金額

及び第五号イの表のうち
一人（同表にあつては、
一艇）についての金額が
定められた利用の区分以
外の区分

第一号様式から第九号様式までの規定中「第9条」を「第10条」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

山梨県規則第十号

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県収入証紙条例施行規則の一部を改正する規則

山梨県収入証紙条例施行規則（昭和三十九年山梨県規則第十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二百十三号の次に次の一号を加える。

二百十三の二 介護支援専門員証交付手数料

別表第二百十五号の二中「介護支援専門員証交付手数料」を「介護医療院開設許可手数料」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二百十五の三 介護医療院変更許可手数料

別表中第二百九十七号の十七を第二百九十七号の二十とし、第二百九十七号の七から第二百九十七号の十六までを三号ずつ繰り下げ、第二百九十七号の六の次に次の三号を加える。

二百九十七の七 汚染土壌処理業の譲渡及び譲受に係る汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料

二百九十七の八 汚染土壌処理業者の合併又は分割に係る汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料

二百九十七の九 相続による汚染土壌処理業者の地位の承継の承認申請手数料
別表第二百九十九号の五の次に次の二号を加える。

二百九十九の六 二以上の事業者による産業廃棄物の処理に係る基準適合認定申請手

数料

二百九十九の七 二以上の事業者による産業廃棄物の処理についての認定に係る事項の変更認定申請手数料

別表第三百八十号を次のように改める。

三百八十 削除

別表第四百六十七号の二中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証再交付手数料」を「二級建築士免許証等又は木造建築士免許証等再交付手数料」に改め、同表第四百六十七号の三中「二級建築士免許証又は木造建築士免許証書換え交付手数料」を「二級建築士免許証等又は木造建築士免許証等書換え交付手数料」に改める。

附則

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

山梨県規則第十一号

山梨県財務規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成三十年三月二十九日

山梨県知事 後 藤 斎

山梨県財務規則の一部を改正する規則

山梨県財務規則（昭和三十九年山梨県規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項の表中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改める。

第二十二条第四項中「第十二号」を「第十三号」に改め、第十三号を第十四号とし、第十号から第十二号までを一号ずつ繰り下げ、第九号の次に次の一号を加える。

十 委託料

第二十二条第七項中「及び」を「並びに県税証紙特別会計及び」に改める。
第三十条第三項の表二の項中「新環状・西関東道路建設事務所次長」を「新環状道路建設事務所次長」に改める。

別表第一中「新環状・西関東道路建設事務所」を「新環状道路建設事務所」に改める。

別表第三十三の項中

同

同

この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

を
支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。
(支出決定のとき。)

支出負担行為の伺いの額
(支出しようとする額)

に、
本庁で一括して行う単価契約に係る支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要な書類については契約書の写しとする。

を

一 本庁で一括して行う単価契約に係る支出負担行為の伺いを行う時期については括弧書により、支出負担行為に必要な書類については契約書の写しとする。
二 第二十二条第四項の規定により支出負担行為の伺いを要しないものの支出負担行為として整理する時期及び支出負担行為の範囲については、括弧書による。

に改め、同

表14の項中

支出負担行為の伺いの決裁のあつたとき。
(支出決定のとき。)

支出負担行為の伺いの額
(支出しようとする額)

を

同

同

に改

める。

別表第三の二・四の項中「及び」を「並びに県税証紙特別会計及び」に改める。

附則

発行者 山梨県 甲府市丸の内二丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番